

様式1

事業報告書  
(自 令和4年6月1日 至 令和5年5月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 康仁会
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり)
- ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用
- 注)①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市弁天町11番22号
- (3) 設立認可年月日 平成 元年 7月21日
- (4) 設立登記年月日 平成 元年 7月25日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	林 郁夫	医療法人社団 康仁会 管理者
理事	林 美恵子	
同	林 由美	
同	朝山 和美	
同	林 康平	
監事	岩田 信之	

## 2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	林医院	長崎市弁天町11番22号	一般病床 10床 療養病床 9床 [ 医療保険 9床 ] [ 介護保険 床 ]

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設について

は、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に

【 】書で記載すること。

(3) 収益業務(社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年7月17日

令和3年度決算の決定

令和5年5月31日

令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

様式3-4

法人名 医療法人社団 康仁会

※医療法人整理番号

所在地 長崎市弁天町11番22号

貸借対照表

(令和5年5月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	18,887	I 流動負債	18,188
II 固定資産	79,470	II 固定負債	33,541
1 有形固定資産	8,271	負債合計	51,729
2 無形固定資産	386	純資産の部	
3 その他の資産	70,813	科目	金額
		I 資本金	8,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	38,628
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	46,628
資産合計	98,357	負債・純資産合計	98,357



様式2

法人名 医療法人社団 康仁会

※医療法人整理番号

所在地 長崎市弁天町11番22号

財 産 目 録  
(令和5年5月31日現在)

1. 資 産 額	98,357 千円
2. 負 債 額	51,729 千円
3. 純 資 産 額	46,628 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	18,887
B 固定資産	79,470
C 資産合計 (A+B)	98,357
D 負債合計	51,729
E 純資産 (C-D)	46,628

(注)財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致とすること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
建 物(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監事監査報告書

医療法人社団 康仁会  
理事長 林 郁夫 殿

私は、医療法人社団 康仁会の令和4会計年度(令和4年6月1日から令和5年5月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書ならびに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1)事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2)会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3)計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4)理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和5年7月21日

医療法人社団 康仁会  
監事 岩田 信之